

滑川市コミュニティバス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滑川市有料広告掲載要綱（平成18年滑川市告示第62号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、滑川市コミュニティバスに係る有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 コミュニティバスに掲載する広告の種類は次のとおりとする。

- (1) 車内広告
- (2) 車体広告
- (3) 窓用車内ステッカー広告
- (4) バス停名広告
- (5) バス停広告
- (6) 関連印刷物広告

(広告の規格、掲載料等)

第3条 前条各号に規定する広告の規格及び掲載料等は次の表のとおりとする。

種 類	規格（縦×横）等	単位	掲載期間	掲載料
車内広告A	A 3程度	1箇所	1箇所月（最大12箇所月）	1,000円 / 月額
車内広告B	B 3程度	1箇所	1箇所月（最大12箇所月）	1,500円 / 月額
車体広告A	594mm × 1,682mm	1箇所	1箇所月（最大12箇所月）	6,000円 / 月額
車体広告B	594mm × 841mm	1箇所	1箇所月（最大12箇所月）	3,000円 / 月額
窓用車内ステッカー広告	100 mm×300 mm以内	1箇所	1箇所月	1枚当たり 300円 / 月額
バス停名広告	バス停から至近距離に店舗等の建築物を有するものの名称をバス停名とする。ただし、バス停名として、適当と判断できるも	1箇所	1箇所年	20,000円 / 年額

	のに限る。			
バス停広告A	バスシェルターを 利用したもの 1720mm×1210mm	1箇所	1箇月	1箇所当たり 10,000円／月額
バス停広告B	バスシェルターを 利用したもの 1900mm×460mm	1箇所	1箇月	1箇所当たり 4,000円／月額
関連印刷物 広告	バス時刻表等の印 刷物 1区画30mm×60mm	1区画	同一印刷物で1年間	5,000円／区画

2 前項に定めるもののほか、車体広告及びバス停広告の掲載方法等については、別に定める。

(広告の掲載の申込み等)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、滑川市コミュニティバス広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その可否を決定し、滑川市コミュニティバス広告掲載決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込みが掲載予定件数を超えていた場合の広告掲載の決定方法は、抽選とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第5条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主（広告掲載の決定通知を受けた者をいう。次条において同じ。）が作成するものとし、市が指定する期日までに提出するものとする。

(広告制作費)

第6条 第2条各号に規定する広告のうち、車内広告、車体広告、窓用車内ステッカー及びバス停広告の制作費は、広告主が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。